

青森県報

第二千六百三十三号

平成十八年
五月二十九日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法施行令による調査員養成研修を行う者の指定

(高齢福祉課) … 一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告

(県民生活文化課) … 一

右 同

(同) … 二

右 同

(同) … 二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

(医療薬務課) … 二

大規模小売店舗の新設に関する届出

(経営支援課) … 三

大規模小売店舗の変更の届出

(同) … 四

右 同

(同) … 五

右 同

(同) … 五

出先機関

土地改良事業の工事の完了

(東地方農林水産事務所) … 六

告 示

示

青森県告示第四百五十二号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の七第一項の規定により、次のとおり調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第六項の規定により公示する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

二 主たる事務所の所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇

三 指定年月日

平成十八年五月二日

公 告

告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年五月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもりみなとクラブ

三 代表者の氏名

渡部 正人

四 主たる事務所の所在地

青森市柳川一丁目四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人々に対して、青森港及び青森市の歴史・文化を広く人々に伝え、広く啓発する事業を行うことによつて、地域の振興と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年五月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人空・山・川・海・大地を愛する会

三 代表者の氏名

金子 春雄

四 主たる事務所の所在地

上北郡七戸町字寒水四一の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内にある豊富な観光資源である自然を活用した文化・観光及びグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム事業を行うことによつて、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりパークゴルフ協会

三 代表者の氏名

奥村 健

四 主たる事務所の所在地

青森市浪打一丁目一四の三

五 定款に記載された目的

この法人は、新たなコミュニティスポーツであるパークゴルフの普及・振興を図り、県民が健康で生き甲斐もてる生活ができる社会の構築を目的とする。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

総合医療情報システムに係る電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院企画情報課  
青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
NECリース株式会社青森営業所  
青森市長島二丁目一 の三

六 契約金額  
八千六百六十二万三千七百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積もりした者を契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）メガ弘前城東北店  
弘前市大字城東北四丁目四の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八  
代表取締役 秦勝重

四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十九年一月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、七一四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年五月十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一四四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

| 区 分                  | 変 更 前                                   | 変 更 後                                        | 変 更 年月日        |
|----------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|----------------|
| 大規模小売店舗の施設方法に関する事項   | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻           | 開店時刻 午前九時<br>（ただし、日、祝、祭日は午前九時）<br>閉店時刻 午後十一時 | 平成<br>六・六<br>三 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時三十分（ただし、日、祝、祭日は午前八時三十分）から午後十一時十五分まで | 午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間は午前五時）から午後十一時十五分まで        |                |

四 届出年月日

平成十八年五月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニバース三沢松園町店  
三沢市松園三丁目五の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

| 区 分                 | 変 更 前                                   | 変 更 後                                    | 変 更 年 月 日     |
|---------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|---------------|
| 大規模小売店舗の施設に関する事項    | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻           | 開店時刻 午前九時（ただし、日、祝、祭日は午前九時）<br>閉店時刻 午後十一時 | 平成<br>一六・六・三〇 |
| 来客が駐車場を利用するのとがでる時間帯 | 午前九時三十分（ただし、日、祝、祭日は午前八時三十分）から午後十一時十五分まで | 午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間は午前五時）から午後十一時十五分まで    |               |

四 届出年月日  
平成十八年五月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成十八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三戸八日町店

三戸郡三戸町大字八日町一二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

金五合資会社

三 変更しようとする事項  
 三戸郡三戸町大字八日町二一  
 無限責任社員 松尾官平

| 区分                    | 変更前                            | 変更後                                  | 変更年月日     |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 大規模小売店舗の設置の運営方法に関する事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者及び開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前八時(ただし、祭日は午前九時) 閉店時刻 午後十時     | 平成一六・六・三〇 |
| 来客が駐車場を利用するのとができる時間帯  | 午前八時三十分から午後十時十五分まで             | 午前八時三十分(お盆・年末等の一定期間は午前五時)から午後十時十五分まで |           |

四 届出年月日

平成十八年五月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三戸町役場

2 期間

平成十八年五月二十九日から同年九月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年五月二十九日

東地方農林水産事務局長 原 口 健 二

| 土地改良事業の名称            | 事業を行う者 | 工事完了年月日  |
|----------------------|--------|----------|
| 十七年災農地災害復旧事業 四一      | 今別町    | 平成一六・五・一 |
| " 四二                 | "      | 一六・四・七   |
| 十七年災農業用施設災害復旧事業 四一〇二 | "      | 一六・五・一   |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭